

諮問番号：令和3年度諮問第13号
答申番号：令和3年度答申第17号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成28年6月28日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

預貯金残高を家賃滞納分に充てる旨、伝えたにもかかわらず収入認定したことは不当である。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、法第27条による指導指示内容が履行されたことから、審査請求人の保護を再開することとし、審査請求人の手持金の一部を収入認定の上、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 次に、この手持金の収入認定についてみる。

処分庁は、保護の再開に当たり、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の問10の2の答のとおり、審査請求人の預金残高計95,124円（内訳 〇〇〇〇銀行（以下「A銀行」という。）

13,604円、〇〇〇〇銀行（以下「B銀行」という。）81,520円）のうち、最低生活費147,540円の5割に当たる73,770円を上回った21,354円を保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金として収入認定したことが認められる。

一方で、A銀行の預金残高については、保護再開時点である平成28年6月22日の残高47,604円ではなく、同日から同月24日の間に審査請求人の母（以下「母」という。）に対して合計54,000円を送金した後の同日の残高である13,604円を収入認定の根拠としたことが認められる。

この収入認定について、審査請求人は、預貯金残高を家賃滞納分に充てる旨伝えたにもかかわらず処分庁が収入認定したことは不当である旨主張し、処分庁は、平成28年5月分賃料等の支払用資金54,000円をA銀行の口座に移動した上で、同資金を母あてに送金し、母が審査請求人に代わって賃料等を支払ったとの審査請求人からの申出を受け、この申出内容が出入金記録とも矛盾しないため、保護再開時点で54,000円は支払い済みと判断し、残高を13,604円と認定した旨主張する。

そこで、これらの審理関係人が主張する資金の流れについてみると、主張する資金の流れは、A銀行の通帳の写しに記載された出入金記録とも矛盾しない。

(3) これらのことからすると、平成28年5月分賃料等の母への送金後の残高である13,604円を収入認定の根拠とした処分庁の対応は、審査請求人から預貯金残高を家賃滞納分に充てる旨の申出を受け、判断されたものであり、その判断過程に取り消すまでの瑕疵があるとは言えない。

また、本件処分における保護費の算定に誤りはなく、平成28年6月分住宅扶助費は満額の42,000円が支給されていることが認められ、審査請求人の住居の家賃に係る需要は満たされていたものと言うことができる。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(5) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和3年	8月12日	諮問書の受領
令和3年	8月17日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月1日 口頭意見陳述申立期限：9月1日
令和3年	8月26日	第1回審議
令和3年	8月27日	審査会から審査庁に対し資料提出の求め（資料：令

和3年8月31日付け社援第2117号。以下「審査
庁提出資料」という。)

令和3年 9月27日 第2回審議

令和3年10月25日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。
- (2) 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第3項は、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。
- (3) 課長通知第10の問10の2は、「保護開始時に保有する手持金は全て収入認定しなければならないか。」について、答として、「一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。したがって、健全な家計運営については自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。(後略)」と記し、次によることとして、「1 手持金の認定 保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除く。)の5割を超える額とする。」と記している。

なお、課長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)及び審査庁提出資料によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成26年11月25日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。
- (2) 平成27年7月30日、母は、審査請求人の〇〇〇を克服できるような物件を探したが、基準額内では見つからなかったとして、特別基準を適用した

住宅費及び転居に際する敷金の申請を行った。同年8月12日、処分庁は、転居費用の支給申請を却下する決定を行った。

- (3) 平成27年12月4日、処分庁は、審査請求人が同年11月よりほぼ毎日〇〇〇〇にある〇〇学生青年センターに宿泊している事実を確認した。平成28年1月6日、処分庁は、審査請求人が同センターでの宿泊を継続していることを確認し、審査請求人に面談したい旨の伝言を同センターに依頼した。その後、同人及びその母からの連絡がない状況が続き、同月20日、「現在、学生センターに宿泊しておられますが、2月までに〇〇の住居に住むか、生活保護の基準内の住居に転居するか決めて報告してください。」(履行期限：同月29日)と記載した文書により、法第27条に基づく指導指示を行った。その後、履行期限を過ぎても、審査請求人から連絡がなかった。
- (4) 平成28年2月1日、審査請求人は処分庁を訪れ、〇〇〇〇に引っ越し旨を回答した。同日付けで、処分庁は、法第27条に基づき、同月17日を履行期限として、転居先を探し、契約前に重要事項説明書と敷金等の明細書の提出を求める指導指示を行った。その後、履行期限を過ぎても審査請求人から連絡がなかったため、同月17日付けで、処分庁は、同月24日を履行期限として、同月1日付けの指導指示と同内容で催告を行った。
- (5) 平成28年3月3日付けで、処分庁は、法第62条第3項に基づき審査請求人に対し保護停止決定処分を行った。上記の保護停止に係る決定通知書には、理由について、「法第27条による指導指示について、平成28年2月17日及び平成28年2月24日(催告)に履行されず、また平成28年2月29日午後2時に弁明の機会を付与していたにもかかわらず連絡なく来所がなかった為、法第62条第三項により保護を停止します。」と記載されている。これに対して、同年4月18日、審査請求人は同処分の取り消しを求める審査請求を行ったが、審査庁提出資料のとおり、令和3年4月30日、同処分に違法又は不当な点は認められないとして同審査請求を棄却する大阪府知事の裁決(社援第3169号)が行われている。
- (6) 平成28年6月22日、審査請求人の代理人から審査請求人に係る賃貸借契約諸費用明細書の提出があった。処分庁は、間取りが確認できる別紙と合わせて重要事項説明書に代わる書類の提出があったと認め、審査請求人が指導指示を履行したと判断した。
- (7) 平成28年6月28日、処分庁は、平成28年2月1日付けの法第27条による指導指示内容が履行されたため、次のとおり保護を再開する本件処分を行うこととした。同日付けで、処分庁は、同月22日から審査請求人に対する保護を再開する本件処分を行った。保護再開時点での審査請求人の手持ち金の合計額は、95,124円(A銀行に13,604円、B銀行に81,520円の残高)であった。

なお、A銀行の残高については、令和28年6月19日付けで13,604円あり、さらに同月22日に54,000円が入金されて67,604円となっている。この点について処分庁は、審査請求人から、〇〇の物件にかかる5月分賃料及び光熱水費用を支払うために資金移動を行った上で母宛てに送金を行い、母が代わりにこれらを支払ったとの申し出があり、出入金記録とも矛盾しないため、保護再開の時点で54,000円は支払い済であると判断して、13,604円を収入認定した。

処分庁は、前記1(3)の課長通知に照らし、本件処分に当たって、審査請求人の手持ち金の合計額95,124円のうち、同人の最低生活費147,540円の5割である73,770円を上回る21,354円を、同人の手持金として収入認定した。

(8) 平成28年7月15日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 処分庁は、前記2(4)の法第27条に基づく指導指示内容が履行されたことから、審査請求人の保護を再開することとし、前記1(3)の課長通知に照らし、前記2(7)のとおり、審査請求人のA銀行に係る預金残高13,604円とB銀行に係る預金残高81,520円の合計95,124円のうち、審査請求人の最低生活費147,540円の5割に当たる73,770円を上回った21,354円を手持金として収入認定の上、本件処分を行ったことが認められる。

A銀行の残高について、処分庁は、保護再開時点である平成28年6月22日の残高67,604円ではなく、同日から同月24日の間に〇〇の物件に係る平成28年5月分賃料及び光熱水費用を支払うために54,000円を母あてに送金し、母が代わってこれらを支払ったとの審査請求人からの申出を受け、同送金後の残高である13,604円を収入認定の根拠としたと主張する。

処分庁の主張は、前記2(7)のとおり、A銀行の通帳の写しに記載された出入金記録から認められる事実と矛盾しておらず、処分庁は、前記1(3)の課長通知に照らして適正に審査請求人の収入認定を行ったものと認められる。

(2) 他方、審査請求人は、預貯金残高を家賃滞納分に充てる旨伝えたにもかかわらず処分庁が収入認定したことは不当である旨主張する。しかし、この主張については、前記の平成28年5月分賃料及び光熱水費用の他にいかなる家賃滞納分を指すものであるのか、事件記録からは明らかでなく、また他にこれを証する書類等も提出されておらず、説得性を欠くものと言える。

(3) 以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 船戸 貴美子

委員 前田 雅子